

診療放射線技師職を守り発展させる活動

— どのような戦いが必要か —

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



第193回通常国会開催中の6月8日に、日本維新の会から「柔道整復師法の一部を改正する法律案」が議案として提出された。改正案の一部を紹介すると「第十二条第一項中「衛生学」の下に「(放射線衛生学を含む。), エックス線撮影技術学, 放射線安全管理学」を加える。第十七条の二を第十七条の四とし, 第十七条の次に次の二条を加える。第十七条の二 柔道整復師は, 第二条第一項に規定する業務のほか, 施術所において前条ただし書の応急手当をしようとする場合において, 脱臼又は骨折が疑われる者のその患部(撮影のためのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める部位にあるものに限る。)の状態の確認のため, 当該患部に, 撮影のためのエックス線の照射(当該患部へのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める基準に適合したエックス線装置によるものに限る。)をすることを業として行うことができる。2 柔道整復師は, 前項の規定によりエックス線の照射をしたときは, 厚生労働省令で定めるところにより, その照射に関する事項を記録し, これを保存しなければならない。……」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19302110.htm)

この法律案は参議院・衆議院共に審議されていないが, 私たち日本診療放射線技師会は断固反対である。なぜならば, 私たちの診療放射線技師業務は, 医師法第17条の医行為に該当する業務であるからだ。それ故に, 診療放射線技師法第24条は, 医師, 歯科医師, 診療放射線技師以外の全ての者に対し同法第2条2項に規定する, 放射線を人体に照射することを業とすることを禁止しているのである。

また放射線の照射を業とする診療放射線技師教育の視点から見ると, 昭和26年6月の診療エックス線技師法の成立に伴い, 同年12月に文部省・厚生省令第4号診療エックス線技師学校養成指定規則が施行され, 修業年限2年以上, 授業1,575時間, 実習620時間, 合計2,195時間の教育が開始された。現在の指定規則は修業年限3年以上, 95単位, 臨床実習10単位(450時間)であり, 大学教育が70%以上を占めている。診療放射線技師業務の拡大と診療放射線技術の進歩・発展から, 現在は6年制教育を検討しているのが実情であり, 3科目を学ぶだけで放射線を照射できるものではない。

私たちは, 国民医療および放射線診療に関わる予防・診断・治療等の技術の発達を図り, もって公衆衛生の向上および国民保健の維持発展に寄与する活動を行っている。そして医療機関・検診施設等における放射線安全管理の責任者として, 医師と連携しながら活動している。

このたびの, 日本維新の会のこのような動きに対しては, 本会会員一同が志を一つにして反対運動を展開していく必要がある。行政への説明と反対表明, 国会議員に対する説明と説得活動も重要である。自由民主党の中にある「診療放射線技師制度に関する議員懇話会」(会長 鴨下一郎氏), 公明党の中にある「診療放射線技師制度に関する議員懇話会」(会長 石田祝稔氏), そして日本診療放射線技師連盟と連携しながら, 断固として食い止めていく必要がある。そのためには, 何よりも本会および連盟の会員数を増加させ, 量の膨らみが質の変化を呼び起こす運動を展開しながら, 断固阻止していく必要がある。何よりも, 国民の医療放射線被ばくの不安を取り除くため, 将来を担う若手診療放射線技師のために, 戦い抜く所存である。